社会福祉法人　共愛会

定　款

第１章　総　則

（目　的）

第１条　この社会福祉法人（以下「法人」という。）は、利用者の意向及び能力、適性が、可能な限り尊重された多様なサービスが総合的に提供されるよう創意工夫することにより、その利用者が、個人の尊厳を保持しつつ、心身ともに健やかに育成され、かつその有する能力に応じて自立した生活を地域社会において営むことが出来るよう支援することを目的として次の社会福祉事業を行う。

（１）第一種社会福祉事業

（イ）障害児入所施設の経営

（ロ）障害者支援施設の経営

（ハ）特別養護老人ホームの経営

（２）第二種社会福祉事業

（イ）保育所の経営

（ロ）障害福祉サービス事業の経営

（ハ）放課後児童健全育成事業の経営

（ニ）相談支援事業の経営

（ホ）地域子育て支援拠点事業

（ヘ）老人短期入所事業の経営

（名　称）

第２条　この法人は、社会福祉法人共愛会という。

（経営の原則等）

第３条　この法人は、社会福祉事業の主たる担い手であるとの自覚と責任を踏まえ、その事業を確実、効果的、かつ適正に行うため、自主的に経営基盤の強化を図るとともに自ら提供する福祉サービスの質の向上、並びに経営の透明性にも充分に配意し、もって地域福祉の一層の向上と推進に努めるものとする。

２　この法人は、第１条に掲げた第一種及び第二種社会福祉事業に加え、それらの事業の円滑な運営に支障のない限り、公益事業にも積極かつ自発的に取り組み、社会貢献に寄与するよう努めるものとする。

（事務所の所在地）
第４条　この法人の事務所を埼玉県羽生市大字砂山 210 番地に置く。

第２章　評議員

（評議員の定数）
第５条　この法人に評議員７名を置く。

（評議員の選任及び解任）
第６条　この法人の評議員の選任及び解任は、評議員選任委員会において行うものとする。
２　評議員選任委員会に関する規定は、これを別に定める。

（評議員の任期）
第７条　評議員の任期は、選任後４年間に終了する会計年度の最後に開催される定時評議員会の終結する時までとし、再任を妨げない。
２　評議員の定数に欠員が生じたときは、速やかにこれを補い、評議員会の権能及びその事務に支障をきたさないよう万全の措置をとるものとし、予め補欠を選任しておくことができる。なお、任期満了前に退任した評議員の後任として選任された評議員の任期は、退任した評議員の任期の満了する時までとすることができる。

（評議員の報酬等）
第８条　評議員には、当法人の予算の許す範囲内において、別に定める「評議員等報酬規程」に基づき、報酬を支給する。
２　「評議員等報酬規程」は理事会がこれを策定し、評議員会が承認する。

第３章　評議員会

（構　成）
第９条　評議員会はすべての評議員をもって構成する。

（権　限）
第１０条　評議員会は次の事項について決議する。
（１）理事及び監事並びに会計監査人の選任又は解任に関すること
（２）理事及び監事並びに評議員の報酬基準等の審議と裁決に関すること
（３）理事及び監事の報酬等の額に関すること
（４）計算書類（貸借対照表及び収支計算書）及び財産目録等に関すること
（５）定款の策定及び改定に関すること
（６）残余財産の処分に関すること
（７）基本財産の処分に関すること
（８）社会福祉充実計画の審議及び承認

（９）その他法令又はこの定款で定められた事項

（開　催）

第１１条　評議員会は、定時評議員会として毎会計年度終了後３ヶ月以内に１回開催するほか、必要に応じて開催するものとする。

（招　集）

第１２条　評議員会は、法令に別段の定めがある場合を除き、理事会の決議に基づき理事長が招集する。

２　理事長は、評議員総数の３分の１以上の評議員から会議に付議すべき事項を示して評議員の招集を請求された場合には、その請求があった日から２０日以内に、これを招集しなければならない。

（決　議）

第１３条　評議員会に議長を置き、議長はその都度選任する。

２　評議員会の決議は、その審議内容について、特別な利害関係を有さない過半数の評議員の出席を経て、その過半数のものの同意がなければ行うことが出来ない。但し、可否同数の場合は、議長の決するところによる。

３　前項の規定にかかわらず、次の決議は、決議について特別の利害関係を有する評議員を除く評議員の３分の２以上にあたる多数をもって行わなければならない。

（１）監事の解任

（２）定款の変更

（３）その他法令で定められた事項

４　理事及び監事を選任する議案を決議するに当たっては、候補者ごとに第１項に定める方法により行わなければならない。又理事もしくは監事の候補者の合計数が第１５条に定める定数を超える場合は、過半数の同意を得た候補者の中から賛同数の多い順に選任するものとする。

５　第１項及び第２項の規定にかかわらず、評議員（当該事項について議決に加わることができるものに限る。）の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、評議員会の決議があったものとみなす。

（議事録）

第１４条　評議員会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。

２　議長及び会議に出席した評議員のうちから選出された議事録署名人２名が、前項の議事録に記名押印する。

第４章　理事及び監事並びに会計監査人

（理事及び監事の定数）

第１５条　この法人に理事６名、監事２名を置く。
２　理事のうち１名を理事長とし、理事会の決議によって理事の中から選任する。
３　この法人に会計監査人を置く。

（理事及び監事の選任）
第１６条　理事及び監事並びに会計監査人は評議員会の決議により選任する。

（理事の職務及び権限）
第１７条　理事は、理事会を構成し、法令及びこの定款で定めるところにより、職務を執行する。
２　理事長は、法令及びこの定款で定めるところにより、この法人を代表し、その業務を執行する。
３　理事長の専決事項は定款細則にこれを定める。
４　理事長が専決した事項（施設長、業務執行理事及び事務長等に専決させたものを含む。）のうち、その内容が重要であると認められる事項については、理事会に報告しなければならない。
５　理事長は、毎会計年度に４月を超える間隔で年２回以上自己の職務の執行状況を理事会に報告しなければならない。

（監事の職務及び権限）
第１８条　監事は、理事の業務執行の状況及び法人の財産の状況を監査しなければならない。
２　監事は、毎年定期的に監査報告書を作成し、理事会、評議員会及び羽生市長に報告するものとする。
３　監事は、前項に定めるほか、必要があると認めるときは、理事会及び評議員会に出席して意見を述べるものとする。
４　その他、法令に定められた権能及び義務を履行する。

（会計監査人の職務及び権限）
第１９条　会計監査人は、法令で定めるところにより、この法人の計算書類（貸借対照表、資金収支計算書及び事業活動計算書）並びにこれらの附属明細書及び財産目録を監査し、会計監査報告を作成する。
２　会計監査人は、必要により次に掲げるものの閲覧及び謄写をし、法人に対し会計に関する報告を求めることができる。
(1)　会計帳簿又はこれに関する資料が書面をもって作成されているときは当該書面
(2)　会計帳簿又はこれに関する資料が電磁的記録をもって作成されているときは、当該電磁的記録に記録された事項を法令で定める方法により表示したもの

（理事及び監事並びに会計監査人の任期）
第２０条　理事及び監事の任期は、選任後２年間に終了する会計年度の最後に開催される定時評議員会の終結する時までとし、再任を妨げない。
２　理事及び監事の定数に欠員が生じたときは、速やかにこれを補い、理事会の機能及び監

査業務に支障のないよう万全の措置をとるものとする。任期満了前に退任した理事又は監事の後任として選任された理事又は監事の任期は、退任した理事又は監事の任期の満了する時までとすることができる。

3　会計監査人の任期は、選任後１年以内に終了する会計年度のうち最終のものに関する定時評議員会の終結の時までとする。ただし、その定時評議員会において別段の決議がされなかったときは、再任されたものとみなす

（理事及び監事並びに会計監査人の解任）

第２１条　理事及び監事が次のいずれかに該当した時は評議員会の決議により、その職務を停止し、もしくは解任することが出来る。

（１）職務上の義務に違反し、もしくは職務を怠ったとき。

（２）心身の故障のため、職務の執行に支障があり、もしくはこれに堪えられないと判断されたとき。

２　会計監査人が、次のいずれかに該当するときは、評議員会の決議によって解任することができる。

（１）職務上の義務に違反し、又は職務を怠ったとき。

（２）会計監査人としてふさわしくない非行があったとき。

（３）心身の故障のため、職務の執行に支障があり、又はこれに堪えないとき。

３　監事は、会計監査人が、前項各号のいずれかに該当するときは、（監事全員の同意により、）会計監査人を解任することができる。この場合、監事は、解任した旨及び解任の理由を、解任後最初に招集される評議員会に報告するものとする。

（理事及び監事並びに会計監査人の報酬等）

第２２条　理事及び監事の報酬については、予算の範囲内において別に定める「評議員等報酬規程」に基づきこれを支給する。

２　「評議員等報酬規程」は、評議員会の議を経てこれを定める。

３　会計監査人に対する報酬等は、監事全員の同意を得て、理事会において定める

第５章　理事会

（構　成）

第２３条　理事会は全ての理事をもって構成する。

（権　限）

第２４条　理事会は次の権限を有する。

（１）この法人の業務の執行全般に亘ること

（２）評議員選任委員の選任及び解任

（３）理事長及び執行役員、施設長の選任及び解任

（理事会）

第２５条　この法人の業務の決定は、理事をもって組織する理事会によって行う。但し、日常の軽易な業務は定款細則第２条に定めるところにより理事長が専決し、第１７条第４項及び５項の規定によりこれを理事会に報告する。

２　理事会は、理事長がこれを招集する。

３　理事長は、理事総数の３分の１以上の理事又は監事から会議に付議すべき事項を示して理事会の招集を請求された場合には、その請求のあった日から１週間以内にこれを召集しなければならない。

４　理事会に議長を置き、議長はその都度選任する。

５　理事会は、理事総数の３分の２以上の出席がなければ、その議事を開き、議決することができない。

６　前項の場合において、あらかじめ書面又は電磁的記録により欠席の理由及び理事会に付議される事項についての意思を表示した者は、出席者としてみなす。

７　理事会の議事は、法令及び定款に特別の定めがある場合を除き、理事総数の過半数で決定し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

８　理事会の決議について、特別の利害関係を有する理事は、その議事の議決に加わることができない。

９　理事会に出席した理事長及び出席した監事は、理事会の議事について議事の経過の要領及びその結果を記載した議事録に署名又は記名押印しなければならない。

第６章　会長及び顧問

（会長及び顧問）

第２６条　この法人に会長１名、顧問若干名を置くことが出来る。

（会長の選任）

第２７条　会長は、この法人の基盤形成に顕著な功績のあった者、もしくは向後この法人の運営に多大な貢献が期待される者の中から１名を理事会が選任し、評議員会の同意を得て、理事長が任免する。

（会長の職務）

第２８条　会長の職務はこの法人の運営各般に亘って指導的役割を担うものとし、必要があるときは、理事会及び評議員会に出席して意見を述べ、もしくは、提言することが出来る。

（顧問の委嘱）

第２９条　顧問は、有識者等の中から理事会の同意を得て、理事長が委嘱する。

（顧問の職務）
第３０条　顧問は、この法人の運営各般に亘る相談役的役割を担い、各役員の求めに応じ意見を述べることが出来る。

（会長及び顧問の報酬）
第３１条　会長及び顧問には、別に定める「評議員等報酬規程」に基づき、所定の報酬を支払うことが出来る。

第７章　執行役員

（執行役員）
第３２条　この法人に執行役員若干名を置くことが出来る。
２　執行役員とは、週４日以上勤務して第３２条に定める職務を遂行する役員をいう。

（執行役員の職務）
第３３条　執行役員の職務は、総務、財務、庶務、各般に亘る事務的業務の総括的責任と関係機関との渉外、職員の採用、研修、福利厚生等、人事業務全般に関する企画と実施に関することとし、その実務の詳細は定款細則にこれを定める。

（執行役員の任免）
第３４条　執行役員の任用及び解任は、理事会の議を経て理事長がこれを行う。

（執行役員の任期）
第３５条　執行役員の任期は任用の日から満２ヶ年間とする。但し、再任を妨げない。

（執行役員の報酬）
第３６条　執行役員の報酬は、「評議員等報酬規程」にこれを定める。

第８章　資産及び会計

（資産の区分）
第３７条　この法人の資産は、これを分けて基本財産その他財産及び公益事業用財産の３種とする。
２　基本財産は、別紙基本財産の部に記載する各号の財産をもって構成する。
３　その他財産は、基本財産及び公益事業用財産以外の財産とする。
４　公益事業用財産は、第４５条に掲げる公益を目的とする事業のように供する財産とする。
５　基本財産に指定されて寄付された金品は、速やかに第２項に掲げるため、必要な手続き

をとらなければならない。

（基本財産の処分）

第３８条　基本財産を処分し、又は担保に供しようとするときは、理事会及び評議員会の承認を得て、羽生市長の承認を得なければならない。但し、次の各号に掲げる場合には、羽生市長の承認は必要としない。

（１）独立行政法人福祉医療機構に対して基本財産を担保に供する場合

（２）独立行政法人福祉医療機構と協調融資（独立行政法人福祉医療機構の福祉貸付が行う施設整備のための資金に対する融資と併せて行う同一の財産を担保とする当該施設整備のための資金に対する融資をいう。以下同じ。）に関する契約を結んだ民間金融機関に対して基本財産を担保に供する場合（協調融資に係る担保に限る。）

（資産の管理）

第３９条　この法人の資産は、理事会の定める方法により、理事長が管理する。

２　資産のうち現金は、確実な金融機関に預け入れ、確実な信託会社に信託し、又は確実な有価証券に換えて、保管する。

（事業計画及び収支予算）

第４０条　この法人の事業計画及び収支予算は、毎会計年度開始の日までに、理事長が策定し、理事会の承認を受けなければならない。これを変更する場合も、同様とする。

２　前項の資料については、主たる事務所に当該会計年度が終了するまでの間、備え置き、一般の閲覧に供するものとする。

（事業報告及び決算）

第４１条　この法人の事業報告及び決算については、毎会計年度終了後、理事長が次の資料を作成し監事の監査を受け、且つ第 3 号から第 6 号までの書類について会計監査人の監査を受けた上で、理事会の承認を受けなければならない。

（１）事業報告

（２）事業報告の付属明細書

（３）貸借対照表

（４）収支計算書（資金収支計算書及び事業活動計算書）

（５）貸借対照表及び収支計算書（資金収支計算書及び事業活動計算書）の付属明細書

（６）財産目録

２　前項の資料のうち、第１号、第３号、第４号及び第６号の資料については、定時評議員会に報告するものとする。ただし、社会福祉法施行規則第二条の三十九に定める要件に該当しない場合には、第１号の書類を除き、定時評議員会への報告に代えて、定時評議員会の承認を得なければならない。

３　第１項の書類の他、次の書類を５年間、定款を常時、主たる事務所に備え置き、一般の閲覧に供するものとする。

（１）監査報告

（２）会計監査報告
（３）理事及び監事並びに評議員の名簿
（４）理事及び監事並びに評議員の報酬等の支給の基準を記載した書類
（５）事業の概要等を記載した書類

（会計年度）
第４２条　この法人の会計年度は、毎年４月１日に始まり、翌年３月３１日をもって終わる。

（会計処理の基準）
第４３条　この法人の会計に関しては、法令等及びこの定款に定めのあるもののほか理事会において定める経理規定により処理する。

（臨機の措置）
第４４条　予算を持って定めるもののほか、新たに義務の負担をし、又は権利の放棄をしようとするときは、理事総数の３分の２以上の同意がなければならない。

第９章　公益を目的とする事業

（目　的）
第４５条　この法人は、当該定款第３条（経営の原則等）の理念にのっとり、広く社会貢献に寄与する目的をもって社会福祉法第２６条に規定する公益事業を行う。

（種　別）
第４６条　この法人の実施する公益事業は次の通りとする。
（１）地域高齢者、子育て世帯、その他の社会的弱者に対する支援並びに多様な福祉サービスの提供
（２）災害時における避難施設の提供及び、寝具及び日用品等の貸与

第１０章　解　散

（解　散）
第４７条　この法人は、社会福祉法第４６条第１項第１号及び第３号から第６号までの解散事由により解散する。

（残余財産の帰属）
第４８条　解散（合併又は破産による解散を除く。）した場合における残余財産は、評議員会の決

議を得て、社会福祉法人並びに社会福祉事業を行う学校法人及び公益財団法人のうちから選出されたものに帰属する。

第１１章　定款の変更

（定款の変更）

第４９条　この定款を変更しようとするときは、理事会及び、評議員会の決議を得て、羽生市長の認可（社会福祉法第４５条の３６第２項に規定する厚生労働省令で定める事項に係るものを除く。）を受けなければならない。

２　前項の厚生労働省令で定める事項に係る定款の変更をしたときは、遅滞なくその旨を羽生市長に届け出なければならない。

第１２章　公告の方法その他

（公告の方法）

第５０条　この法人の公告は、社会福祉法人共愛会の掲示場に掲示するとともに、官報、新聞又は電子公告に掲載して行う。

（施行細則）

第５１条　この定款の施行についての細則は、理事会において定める。

附　則

この法人の設立当初の役員は、次のとおりとする。ただし、この法人の成立後遅滞なく、この定款に基づき、役員の選任を行うものとする。

理事長　岡村　武治
理　事　阿部　朝治
〃　荒井　重雄
〃　梅沢　よね
〃　小礒　勝次
〃　清水　重善
監　事　斎藤　圭一
〃　出井　治人

附　則

この定款は昭和３７年４月３日から施行する。

附　則

この定款は昭和４１年７月４日から施行する。

附　則

この定款は昭和５４年８月２８日から施行する。

附　則

この定款は昭和５６年３月３１日から施行する。

附　則

この定款は昭和５７年６月１日から施行する。

附　則

この定款は昭和５７年１１月５日から施行する。

附　則

この定款は昭和６２年６月２３日から施行する。

附　則

この定款は昭和６２年９月９日から施行する。

附　則

この定款は昭和６３年６月１５日から施行する。

附　則

この定款は昭和６３年１１月２６日から施行する。

附　則

この定款は昭和６３年１２月２０日から施行する。

附　則

この定款は平成元年７月１０日から施行する。

附　則

この定款は平成２年６月２５日から施行する。

附　則

この定款は平成２年７月２４日から施行する。

附　則

この定款は平成２年８月１６日から施行する。

附　則

この定款は平成３年３月１１日から施行する。

附　則

この定款は平成４年２月２８日から施行する。

附　則

この定款は平成４年７月１４日から施行する。

附　則

この定款は平成４年９月１１日から施行する。

附　則

この定款は平成５年３月２６日から施行する。

附　則

この定款は平成５年７月６日から施行する。

附　則

この定款は平成７年１月１８日から施行する。

附　則

この定款は平成７年７月１４日から施行する。

附　則

この定款は平成８年９月２６日から施行する。

附　則

この定款は平成９年２月２６日から施行する。

附　則

この定款は平成９年７月２４日から施行する。

附　則

この定款は平成９年１０月１６日から施行する。

附　則

この定款は平成１０年９月１８日から施行する。

附　則

この定款は平成１０年１１月２５日から施行する。

附　則

この定款は平成１１年５月２０日から施行する。

附　則

この定款は平成１２年１月６日から施行する。

附　則

この定款は平成１３年９月６日から施行する。

附　則

この定款は平成１４年６月７日から施行する。

附　則

この定款は平成１５年５月２２日から施行する。

附　則

この定款は平成１６年１月１４日から施行する。

附　則

この定款は平成１６年５月１８日から施行する。

附　則

この定款は平成１７年４月１８日から施行する。

附　則

この定款は平成１８年６月２０日から施行する。

附　則

この定款は平成１８年１１月２２日から施行する。

附　則

この定款は平成２０年３月１３日から施行する。

附　則

この定款は平成２１年２月１３日から施行する。

附　則

この定款は平成２１年５月２６日から施行する。

附　則

この定款は平成２２年８月１９日から施行する。

附　則

この定款は平成２３年４月２０日から施行する。

附　則

この定款は平成２３年１１月２４日から施行する。

附　則

この定款は平成２４年５月７日から施行する。

附　則

この定款は平成２５年８月３０日から施行する。

附　則

この定款は平成２６年９月１日から施行する。

附　則

この定款は平成２９年４月１日から施行する。

附　則

この定款は平成３０年４月１日から施行する。

附　則

この定款は平成３０年６月２７日から施行する。

附　則

この定款は令和元年９月１日から施行する。

附　則

この定款は令和３年６月２５日から施行する。

附　則

この定款は令和４年６月２４日から施行する。

附　則

この定款は令和５年７月１日から施行する。

附　則

この定款は令和６年７月１日から施行する。

附　則

この定款は令和７年７月１日から施行する。

附　則

この定款は令和７年１０月１９日から施行する。

附　則

この定款は令和８年６月２４日から施行する。

別　紙

基　本　財　産

１　埼玉県羽生市大字砂山字下宿２０８番地（代表）所在の鉄筋コンクリート造
陸屋根２階建１棟　848.02 ㎡
仝字２０８番地（代表）所在の重量鉄骨造陸屋根平家建１棟　452.14 ㎡
仝字２１９番地所在の鉄筋コンクリート造陸屋根平家建１棟　92.80 ㎡
仝字２１１番地所在の木造スレート葺２階建１棟　175.54 ㎡
仝字２２０番地所在の鉄骨造亜鉛メッキ鋼板葺平家建１棟　98.28 ㎡
仝字１０４番地所在の鉄筋コンクリート造２階建１棟　383.65 ㎡
仝字２２８、２２９番地所在の重量鉄骨造陸屋根２階建１棟　538.95 ㎡
仝字１４番地１、１２番地１、１６番地１所在の鉄筋コンクリート造
陸屋根２階建１棟　1,252.27 ㎡
仝字９番地１、１２番地１所在の鉄骨造折板葺平家建１棟　108.54 ㎡
仝字２２０番地所在の軽量鉄骨造鉄板葺２階建１棟　157.14 ㎡
仝字22番地、23番地、24番地1、25番地1、26番地1所在の鉄筋コンクリート造合金
メッキ鋼板ぶき３階建１棟　2,890.54㎡
埼玉県羽生市大字須影字上川田７５７番地４、７５９番地１、７５８番地２
所在の鉄骨造陸屋根２階建１棟　799.20 ㎡
仝字７５９番地１所在の木造スレート葺平家建１棟　64.59 ㎡
埼玉県羽生市大字下川崎字今上１４１４番地所在の重量鉄骨造陸屋根平家建１棟　558.70 ㎡
仝字１４１５番地１所在の重量鉄骨造陸屋根２階建１棟　1,007.25 ㎡
仝字１４１５番地１所在の軽量鉄骨造亜鉛メッキ鋼板葺平家建１棟　267.32 ㎡
仝字１４１６番地１所在の鉄骨造ルーフデッキ葺２階建１棟　439.20 ㎡
埼玉県羽生市大字下川崎字新田１１３９番地１所在の
木造コロニアル葺平家建１棟　141.59 ㎡
埼玉県羽生市大字砂山字下宿１０８番地（代表）所在の
鉄骨造陸屋根高床式２階建１棟　275.40 ㎡
仝字９番地１（代表）所在の鉄筋コンクリート造鋼板葺２階建１棟　1,860.23 ㎡
仝字１０番地所在のステンレス鋼板造ステンレス鋼板葺平家建１棟（ポンプ室）　12.50 ㎡
仝字１００番地所在の鉄骨造ルーフィング葺２階建１棟　266.00 ㎡
仝字１０４番地（代表）所在の鉄骨造陸屋根平家建１棟　92.70 ㎡
埼玉県羽生市大字須影字上川田７４５番地２、７４５番地１所在の
鉄骨造陸屋根２階建１棟　648.00 ㎡
埼玉県羽生市大字砂山字下宿２１９番地所在の鉄骨造鋼板葺２階建１棟　245.00 ㎡
埼玉県羽生市南羽生２丁目８番地１３所在の鉄骨造鋼板葺２階建１棟　298.74 ㎡

埼玉県羽生市大字砂山字下宿１９番地１他所在の
鉄筋コンクリート造陸屋根銅板葺３階建１棟　1644.99 ㎡

埼玉県羽生市大字砂山字下宿２０１番地３他所在の
鉄筋コンクリート造合金メッキ鋼板葺２階建１棟　741.58 ㎡
埼玉県羽生市大字砂山字下宿２１８番地他所在の
鉄筋コンクリート造陸屋根平家建１棟　454.85 ㎡
埼玉県羽生市大字下川崎字今上１４１６番地１所在の
鉄骨造陸屋根２階建１棟　156.87 ㎡
埼玉県羽生市大字須影上川田７４５番地１０所在の
木造合金メッキ鋼板葺平家建１棟　196.00 ㎡
埼玉県羽生市大字砂山字下宿２１８番地、２１０番地所在の
鉄筋コンクリート・鉄骨造合金メッキ鋼板葺２階建１棟　567.60 ㎡
埼玉県羽生市大字砂山字下宿２１９番地、２２０番地所在の
鉄筋コンクリート造合金メッキ鋼板葺平家建１棟　425.61 ㎡
埼玉県羽生市大字砂山字下宿１０３番地他所在の
鉄筋コンクリート造陸屋根平家建１棟　451.80 ㎡
埼玉県羽生市大字下川崎字今上１４２９番地他所在の
鉄筋コンクリート造陸屋根３階建１棟　6,091.26 ㎡
埼玉県羽生市大字下岩瀬 301 番地所在の木造合金メッキ鋼板葺２階建１棟　294.66 ㎡
埼玉県羽生市大字下岩瀬 301 番地所在の木造合金メッキ鋼板葺２階建１棟　254.97 ㎡
埼玉県羽生市大字下川崎字今上１４１６番地１他所在の
鉄筋コンクリート造陸屋根３階建１棟　511.11 ㎡
埼玉県羽生市大字下川崎字今上１４１４番地所在の木造平家建１棟　227.20 ㎡
埼玉県羽生市大字須影字上川田７４５番地１他所在の
鉄骨造陸屋根平家建１棟　104.60 ㎡
埼玉県羽生市南羽生４丁目１１番地１７所在の
木造合金メッキ鋼板葺２階建１棟　269.12 ㎡
埼玉県羽生市南羽生４丁目１１番地１７所在の
木造合金メッキ鋼板葺２階建１棟　275.94 ㎡
埼玉県羽生市大字須影字上川田７５８番地２、７４５番地１３所在の
鉄骨造合金メッキ鋼板葺き平屋建１棟　239.20 ㎡
埼玉県羽生市大字砂山字下宿４２０番地３所在の
木造セメント瓦葺き平屋建１棟　161.06 ㎡
埼玉県羽生市南羽生２丁目８番地１２所在の木造金属板葺き２階建１棟　213.60 ㎡

２　埼玉県羽生市大字砂山字下宿２１０番地所在の土地１筆　624.79 ㎡
仝字２０８番地所在の土地１筆　773.55 ㎡
仝字２００番地１所在の土地１筆　634.00 ㎡
仝字２００番地３所在の土地１筆　41.61 ㎡
仝字２０１番地３所在の土地１筆　431.00 ㎡
仝字２０１番地４所在の土地１筆　87.96 ㎡

仝字２０７番地２所在の土地１筆	40.61 ㎡
仝字２１８番地２所在の土地１筆	85.40 ㎡
仝字２２番地所在の土地１筆	492.00 ㎡
仝字２３番地所在の土地１筆	1,090.00 ㎡
仝字２４番地１所在の土地１筆	539.00 ㎡
仝字２５番地１所在の土地１筆	621.00 ㎡
仝字２６番地１所在の土地１筆	145.00 ㎡
仝字２６番地２所在の土地1筆	35.00㎡
埼玉県羽生市大字下川崎字今上１４１３番地所在の土地１筆	571.90 ㎡
埼玉県羽生市大字砂山字下宿１０２番地１所在の土地１筆	512.00 ㎡
仝字１０２番地２所在の土地１筆	509.00 ㎡
仝字１０３番地所在の土地１筆	634.00 ㎡
仝字１０４番地所在の土地１筆	1,087.00 ㎡
仝字１０５番地所在の土地１筆	525.00 ㎡
仝字１０６番地所在の土地１筆	522.00 ㎡
埼玉県羽生市大字須影字上川田７５７番地４所在の土地１筆	462.80 ㎡
仝字７５９番地１所在の土地１筆	661.15 ㎡
仝字７５７番地２所在の土地１筆	274.38 ㎡
仝字７５８番地２所在の土地１筆	406.00 ㎡
埼玉県羽生市大字砂山字下宿１０番地所在の土地１筆	945.00 ㎡
仝字１１番地２所在の土地１筆	525.00 ㎡
仝字１５番地所在の土地１筆	869.00 ㎡
仝字８番地１所在の土地１筆	376.00 ㎡
仝字９番地１所在の土地１筆	1,092.00 ㎡
仝字１２番地１所在の土地１筆	1,096.00 ㎡
仝字１４番地１所在の土地１筆	684.00 ㎡
仝字１６番地１所在の土地１筆	697.00 ㎡
埼玉県羽生市大字須影字上川田７４５番地１所在の土地１筆	337.00 ㎡
仝字７４５番地２所在の土地１筆	423.00 ㎡
埼玉県羽生市大字砂山字下宿２０番地所在の土地１筆	750.00 ㎡
埼玉県羽生市南羽生２丁目８番地１３所在の土地１筆	358.93 ㎡
埼玉県羽生市大字砂山字下宿１０４番地２所在の土地１筆	105 ㎡
埼玉県羽生市大字砂山字下宿２１番地１所在の土地１筆	539 ㎡
埼玉県羽生市大字砂山字下宿１９番地１所在の土地１筆	596 ㎡
埼玉県羽生市大字下川崎字今上１４１４番地所在の土地１筆	1,328.92 ㎡
埼玉県羽生市大字下川崎字今上１４１５番地１所在の土地１筆	1,828.09 ㎡
埼玉県羽生市大字砂山字下宿２０９番地の土地１筆	456.19 ㎡
埼玉県羽生市大字砂山字下宿２１８番地の土地１筆	1,163.63 ㎡
埼玉県羽生市大字砂山字下宿２１９番地の土地１筆	1,249.58 ㎡
埼玉県羽生市大字砂山字下宿２２０番地の土地１筆	1,024.79 ㎡

埼玉県羽生市大字砂山字下宿１１番地１所在の土地１筆　525.00 ㎡
埼玉県羽生市大字砂山字下宿９１番地２所在の土地１筆　21.20 ㎡
埼玉県羽生市大字砂山字下宿９１番地３所在の土地１筆　35.68 ㎡
埼玉県羽生市大字砂山字下宿１００番地１所在の土地１筆　746.11 ㎡
埼玉県羽生市大字砂山字下宿１０１番地１所在の土地１筆　652.92 ㎡
埼玉県羽生市大字砂山字下宿１０１番地２所在の土地１筆　47.07 ㎡
埼玉県羽生市大字砂山字下宿２１１番地所在の土地１筆　631.40 ㎡
埼玉県羽生市大字砂山字下宿２２２番地所在の土地１筆　763 ㎡
埼玉県羽生市大字砂山字下宿２２８番地所在の土地１筆　277.68 ㎡
埼玉県羽生市大字砂山字下宿２２９番地所在の土地１筆　571.90 ㎡
埼玉県羽生市大字砂山字下宿１０７番地所在の土地１筆　343.00 ㎡
埼玉県羽生市大字砂山字下宿１０８番地１所在の土地１筆　308.64 ㎡
埼玉県羽生市大字砂山字下宿１０８番地２所在の土地１筆　329.35 ㎡
埼玉県羽生市大字下岩瀬字下岩瀬 301 番地所在の土地１筆（998 ㎡）のうち持分 576 分の 60
埼玉県羽生市大字下岩瀬字下岩瀬 301 番地所在の土地１筆（998 ㎡）のうち持分 576 分の 99
埼玉県羽生市大字下岩瀬字下岩瀬３０２番地１所在の土地１筆　700 ㎡
埼玉県羽生市大字下岩瀬字下岩瀬３０２番地２所在の土地１筆　297 ㎡
埼玉県羽生市大字下岩瀬字下岩瀬 301 番地所在の土地１筆（998 ㎡）のうち持分 576 分の 417
埼玉県羽生市大字下川崎字今上１４１６番地３所在の土地１筆　975 ㎡
埼玉県羽生市大字下川崎字今上１４１７番地１所在の土地１筆　621 ㎡
埼玉県羽生市大字下川崎字今上１４１８番地所在の土地１筆　1,619 ㎡
埼玉県羽生市大字下川崎字今上１４１９番地１所在の土地１筆　393 ㎡
埼玉県羽生市大字下川崎字今上１４０６番地４所在の土地１筆　233 ㎡
仝字１４０７番地１所在の土地１筆　2,098 ㎡
仝字１４２８番地所在の土地１筆　697 ㎡
仝字１４２９番地所在の土地１筆　773 ㎡
仝字１４３０番地所在の土地１筆　512 ㎡
仝字１４３１番地１所在の土地１筆　750 ㎡
仝字１４３２番地１所在の土地１筆　952 ㎡
仝字１４３３番地１所在の土地１筆　952 ㎡
埼玉県羽生市大字下川崎字今上１４２４番地１所在の土地１筆　991 ㎡
仝字１４２４番地２所在の土地１筆　565 ㎡
仝字１４２５番地１所在の土地１筆　958 ㎡
埼玉県羽生市大字下川崎字今上１４０８番地２所在の土地１筆　898 ㎡
埼玉県羽生市大字下川崎字今上１４２５番地２所在の土地１筆　122 ㎡
埼玉県羽生市大字下川崎字今上１４２７番地２所在の土地１筆　264 ㎡
仝字１４３４番地５の土地１筆　291 ㎡
埼玉県羽生市大字下川崎字今上１４１６番地１の土地１筆　1137 ㎡
埼玉県羽生市南羽生４丁目１１番地１６の土地１筆　328.54 ㎡
埼玉県羽生市南羽生４丁目１１番地１７の土地１筆　303.00 ㎡